

令和2年度 男女共同参画年次報告書

基本目標Ⅰ

あらゆる分野において女性が活躍できるまちづくり

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 女性が働きやすい環境の整備

基本目標Ⅱ

男女共同参画社会の実現に向けたまちづくり

1. 家庭・地域での慣習・しきたりを見直すための意識改革
2. 子どもにとっての男女共同参画

基本目標Ⅲ

男女が働きやすいまちづくり

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

基本目標Ⅳ

男女が共に活躍できるまちづくり

1. 職場における男女平等の推進
2. 地域における男女平等の推進

基本目標Ⅴ

安心して暮らせるまちづくり

1. 生涯を通じた健康づくりの推進
2. 人権侵害への予防と対策の実施



南越前町

基本目標 I

あらゆる分野において女性が活躍できるまちづくり

政策や方針決定などの意思決定過程に女性の参画を拡大することを推進し、固定的な役割分担意識にとらわれず、全ての人々が様々な活動に参画できるよう、社会の慣行やしきたりのあり方を見直すとともに男女共同参画の意識づくりを行うため、講演会や各種講座を実施しました。また、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育等あらゆる教育の場で男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、意識の改革を図る取組みを行いました。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

①女性の登用状況の把握

南越前町男女共同参画推進条例第 14 条の規定を目標に、課長会を通じ審議会等へ女性登用を依頼。(女性の登用状況は、下記のとおり)

- 南越前町男女共同参画推進条例 第 14 条
男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の 10 分の 4 未満とならないように努める。

★南越前町議会議員の女性の登用状況

	委員会名	令和元年度 (H31. 4. 1 現在)			令和 2 年度 (R 2. 4. 1 現在)		
		総数	うち女性		総数	うち女性	
	町議会議員	14 人	1 人	7.1%	14 人	1 人	7.1%

★地方自治法（第 180 条の 5）に基づく委員会等の女性の登用状況

	委員会名	令和元年度 (H31. 4. 1 現在)			令和 2 年度 (R 2. 4. 1 現在)		
		総数	うち女性		総数	うち女性	
1	選挙管理委員会	4 人	1 人	25.0%	4 人	1 人	25.0%
2	教育委員会	4 人	1 人	25.0%	4 人	1 人	25.0%
3	監査委員	2 人	0 人	0.0%	2 人	0 人	0.0%
4	農業委員会	14 人	2 人	14.3%	14 人	2 人	14.3%
5	固定資産評価審査委員会	3 人	1 人	33.3%	3 人	1 人	33.3%
	合 計	27 人	5 人	20.8%	27 人	5 人	20.8%

★地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の女性の登用状況

	審議会等名	令和元年度 (H31. 4. 1 現在)			令和 2 年度 (R 2. 4. 1 現在)		
		総数	うち女性		総数	うち女性	
1	市町村防災会議	28 人	1 人	3.6%	28 人	1 人	3.6%
2	民生委員推薦会	7 人	1 人	14.3%	7 人	2 人	28.5%
3	国民健康保険運営協議会	9 人	3 人	33.3%	9 人	3 人	33.3%

4	公民館運営審議会	10人	3人	30.0%	10人	3人	30.0%
5	社会教育委員会	11人	5人	45.5%	11人	5人	45.5%
6	図書館協議会	9人	7人	77.8%	9人	7人	77.8%
7	地方文化財保護審議会	6人	0人	0.0%	6人	0人	0.0%
8	市町村国民保護協議会	27人	0人	0.0%	20人	0人	0.0%
9	自主放送番組審議会	7人	2人	28.6%	-	-	-
10	今庄診療所運営委員会	12人	3人	25.0%	12人	3人	25.0%
11	介護保険運営協議会	9人	3人	33.3%	9人	4人	44.4%
12	農業労働災害共済運営審査委員会	6人	1人	16.7%	6人	1人	16.7%
13	文化会館運営協議会	15人	7人	46.7%	15人	7人	46.7%
14	南越前町学校給食運営委員会	9人	5人	55.6%	9人	5人	55.6%
15	南越前町男女共同参画審議会	10人	4人	40.0%	10人	4人	40.0%

★町職員管理職登用状況

	管理職 総数	うち 女性管理職数	女性比率	うち 一般行政職		
				管理職総数	うち 女性管理職数	女性比率
令和元年度	19人	2人	10.5%	19人	2人	10.5%

②学習機会の確保と充実

- ・県や各種団体が実施する男女共同参画講座等の情報提供

(2) 女性が働きやすい環境の整備

①育児・介護等への支援

- ・育児・介護等に関する休業制度などの周知徹底と活用促進

②女性の再就職等の支援

- ・ハローワークの職業相談など、外部資源を活用した再就職支援の情報提供

③女性の起業等への支援

- ・県や（公財）ふくい女性財団が実施するセミナーや女性のための研修会等についての情報提供
- ・男女共同参画リーダーに対する研修旅費の助成

基本目標Ⅱ

男女共同参画社会の実現に向けたまちづくり

古くからの慣習やしきたりを尊重しつつ、固定的な性別役割分担意識を改革するための啓発活動を行い、男女が共に充実した家庭や地域での生活を楽しみながら活動できるような条件や環境の整備に努め、さまざまな教育の場において男女共同参画を学習する機会を設けました。

(1) 家庭・地域での慣習・しきたりを見直すための意識改革

① 講演会などの実施

- ・例年実施している「男と女とのつどい」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

② 各種団体の自主的な活動の支援

- ・男女ネットワークの活動支援
- ・婦人会や壮年会など各種団体の活動支援
- ・自治会用パンフレットの配布

(2) 子どもにとっての男女共同参画

① 様々な教育の場における男女平等教育の推進

- ・児童、生徒向けパンフレットの配布

② 学校教育の場からのキャリア育成の推進

- ・次世代育成セミナーの実施
 - 南条中学校 2年生
日時：令和2年10月5日（月）午後1時25分～午後3時15分
 - 今庄中学校 2年生
日時：令和2年10月13日（火）午後1時30分～午後3時20分

内容：「性別職域分離講義」

講師：仁愛大学人間学部

コミュニケーション学科 准教授 織田 暁子 氏

[講師による体験講話]

*男性の多い職場で働いている女性の方]

- ・伊藤瑞貴建築設計事務所 建築士 本岡 美由希 氏

*女性の多い職場で働いている男性の方]

- ・南越前町保健福祉課 保健師 前川 和毅 氏

基本目標Ⅲ

男女が働きやすいまちづくり

結婚や出産の後でも働き続けることができるように、家事・育児・介護の負担により離職する人を減らすために、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、各種相談、支援の体制を整えていきます。

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

①仕事と家庭を両立するための社会的支援

- ・ 保育所や児童館等の運営
- ・ 延長保育、休日保育、病児病後児保育等の実施
- ・ 育児、介護休業制度の周知徹底
- ・ ハローワークマザーズコーナーの紹介
- ・ 介護保険による介護施設、介護サービス等の紹介

②働き方改革と職場環境の整備の支援

- ・ 働き方改革に関する各種制度の情報提供
- ・ 働き方改革に関する研修会等への参加



基本目標Ⅳ

男女が共に活躍できるまちづくり

職場・地域において男女が均等な機会を与えられ、意欲と能力に応じ平等な待遇を受けられるよう関係法令の趣旨、内容の周知を図るとともに、啓発活動を行いました。また、地域における男女平等を推進するための条件や環境の整備に努め、各種講座を実施しました。

(1) 職場における男女平等の推進

①雇用の機会均等と待遇確保の推進

- ・パンフレットの配置

②自営業における男女共同参画の推進

- ・パンフレット配布による啓発

(2) 地域における男女平等の推進

①男女が共に参画する地域づくりの促進

- ・パンフレット配布による啓発

②家庭や地域における男女平等教育の推進

- ・男女ネットワークによる男女共同参画推進講座

基本目標V

安心して暮らせるまちづくり

生涯を通じて心身ともに健康で活力に満ちた生活を営むための支援や、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備を進め、介護の負担が女性にかたよることなく男性もともに担い、さらに社会全体で支えていけるような介護体制や環境の整備を図り、高齢者も障害のある人も男女が共に社会の一員としていきいきと暮らせるように支援します。

また、男女ともにあらゆる暴力をなくすための啓発を進めるとともに、被害者に対する相談、支援の体制を整えていきます。

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

①生涯を通じた男女の健康づくりの支援

- ・乳幼児期からの健診やがん検診等を通じた健康の保持増進への支援
- ・ケーブルテレビを活用した健康教室による広報、啓発
- ・健康相談及び健康教育を通じた支援
- ・地区組織による健康づくりへの支援

②高齢者や障害のある人が自立した生活を送るための支援

- ・障害者自立支援給付事業
 - 障害福祉サービス給付事業
 - 自立支援医療費給付事業
 - 補装具費支給事業
- ・地域生活支援事業
 - 日常生活用具給付事業
 - 移動支援事業
 - 日中一時支援事業
 - 知的障害者職親委託事業
 - 障害者相談支援事業
 - 地域活動支援センター給付事業
- ・重度障害者（児）医療費助成事業
- ・心身障害児童クラブ育成事業
- ・重度身体障害者住宅改造助成事業
- ・心身障害者（児）紙おむつ支給事業
- ・障害者福祉タクシーチケット支給事業
- ・知的障害児（者）施設等通所、通勤及び通学交通費助成事業
- ・知的障害児（者）激励金支給事業
- ・心身障害児（者）団体親子のつどい交付金事業
- ・障害者や高齢者に対するウォーターランド南条入館優待事業
- ・寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
- ・緊急通報体制等整備事業
- ・「食」の自立支援事業（配食サービス）

- ・外出支援サービス事業
- ・軽度生活援助事業（ホームヘルプ、雪下ろし・住宅通路除雪）
- ・地域ふれあいサロン事業
- ・もの忘れ検診実施
- ・介護予防教室開催
- ・老人クラブ活動補助
- ・敬老会

(2) 人権侵害への予防と対策の実施

①人権教育とあらゆる暴力を根絶するための啓発活動の実施

- ・ポスターの掲示
- ・SOS ミニレターの配布
- ・人権教室の開催
- ・人権相談の実施
- ・人権作文、ポスター展の開催

②セクシュアル・ハラスメントや性犯罪・ストーカー行為の防止

- ・ポスターの掲示
- ・相談カードの配布